

有望選手・指導者雇用環境支援事業 Q & A

Q 支援金の目的は

A 国民スポーツ大会の正式競技に取り組む有望選手等に対する県内の企業、団体等の前向きな機運醸成を図るとともに、就労機会の提供、企業等における雇用環境の整備等を支援するものです。

Q 登録企業等とは

A 長野県競技力向上対策本部事業「アスリートキャリア支援事業」で有望選手・指導者の県内就職を支援する中で、趣旨に賛同いただける企業を登録企業とさせていただき、本事業の対象としています。

Q 県外に本社がある場合、事業所長等から請求できるか

A 代理請求が可能です。

ただし、法人の代表者（代表取締役、理事長等）が請求し、口座名義が法人の代表者の場合は、委任状が必要です。

Q 週 20 時間以上の正社員としなければならないか

A 企業等で就労することで、選手等が経済面の不安を抱えることなく競技に取り組むことができることから、雇用保険の適用となる週 20 時間以上を条件としています。

また、国民スポーツ大会後も選手が引き続き、セカンドキャリアを見据えた就労ができるよう正規雇用を条件としています。

Q 雇用の事実の確認方法は

A ハローワークが事業主からの請求により提供する「事業所別被保険者台帳の写し」または事業所が保管する賃金台帳及び出勤簿の写しにより確認します。

Q 請求金額の上限はあるか

A 雇用条件（勤務時間・選手への支援・環境整備等）によりますが、各年度の予算の範囲内で 100 万円を上限としています。

Q 支援金は 1 回しか請求できないのか。

A 支援金の請求可能期間（信州やまなみ国スポまで）であって、異なる選手等を採用し、要件を満たす場合には、その都度請求できます。

Q 自治体等が実施する他の補助金等との併用は可能か

A 可能です。ただし、県のチーム等強化に関する補助金等との併用はできません。

Q 支援金はどのような経費に充てられるか。

A 選手等が安心して競技活動を継続できる環境を整備する目的であれば使途は問いません。

例：選手等が業務に携われない時間帯の代替人材への人件費

選手個人の遠征費 選手応援ツアー等福利厚生 等